

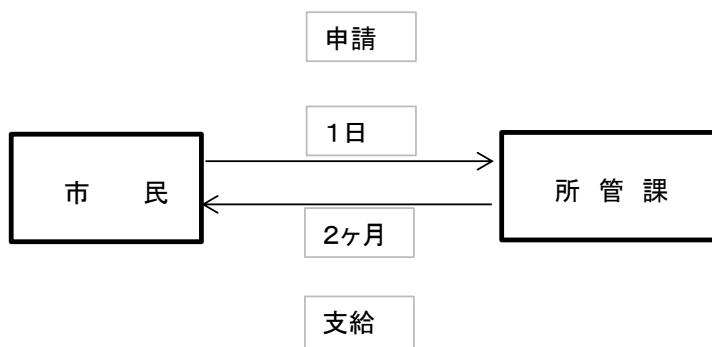
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 82

処 分 名	標準負担額減額の特例(入院時食事療養費差額)	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、審査基準に適合した場合に支給する。	
根 拠 法 令 名	国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)	
条 項	第26条の5第1項	
所 管 課	国保・年金課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2ヶ月	
標準処理期間	計	2ヶ月
審査基準	<p>健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(H6.9.9 保険発第114号)第3に該当するもの。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>国民健康保険法施行規則</p> <p>第二十六条の五 減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、減額認定証を提出しなかつたことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 食事療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日</p> <p>二 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地</p> <p>三 食事療養について支払った食事療養標準負担額</p> <p>四 食事療養を受けた被保険者の入院期間</p> <p>五 減額認定証を保険医療機関に提出しなかつた理由</p> <p>六 被保険者証の記号番号</p> <p>3 前項の申請書には同項第三号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(H6.9.9 保険発第114号)第3</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。